奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　広陵町は、奈良県地方創生総合戦略及び広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、広陵町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から広陵町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合、起業支援金の交付決定を受けた場合等に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、移住支援金の交付については、奈良県移住支援事業・就業支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。この場合において、第３条第２号に規定する就職に関する要件を満たす者が、１８歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、世帯での申請の場合における額に、１８歳未満の世帯員一人につき、１００万円を加算した額とする。

（対象者要件）

第３条　交付対象者は、第１号の要件を満たし、かつ、第２号、第３号、第４号、第５号又は第６号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、第７号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるアからウまでに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間を加算することができる。

ア　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ) 転入直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(ｲ) 転入直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、転入の３月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

イ　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ) 令和元年８月１日以降に転入したこと。

(ｲ) 移住支援金の申請時において、転入後１年以内であること。ただし、起業については事業年度の１１月末日までに転入し、当該年度の２月末までに移住支援金の申請をしていること。

(ｳ) 広陵町に移住支援金の申請をした日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成２３年１２月広陵町条例第８号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ｲ) 暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(ｳ) 暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。

(ｴ) 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第２の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第３条の特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ｵ) 過去１０年以内に申請者（その世帯員を含む。）として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還したとき、又は過去の申請時点で１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、かつ、奈良県及び広陵町が移住支援金の対象として適当と認めるときは、この限りでない。

(ｶ) その他奈良県又は広陵町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　勤務地が奈良県内に所在すること。

イ　就業先が、奈良県が移住支援金の対象として奈良県マッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ　上記求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

オ　当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　勤務地が奈良県内に所在すること。

イ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　移住先で原則として通勤せず、週２０時間以上テレワークにより勤務すること。

ウ　地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア　支給対象者の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ｱ) 広陵町に居住経験があること。

(ｲ) 広陵町で過去、在勤又は在学の経験があること。

(ｳ) 申請日から過去５年以内に広陵町へのふるさと納税を行った実績があること。

(ｴ) 広陵町みどりのふるさと応援寄附金の寄附実績があること。

(ｵ) 広陵町内で開催されたイベント等に出展又は参画をしたことがあること。

イ　地域の担い手確保の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ｱ) 広陵町内で農林業に就業すること。

(ｲ) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３４条第１４号及び都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第３６条第１項第３号ホの規定に基づき、奈良県知事が奈良県開発審査会に付議する提案基準２６に規定する広陵町の地域振興産業を営む広陵町内の事業所に就業すること。

(ｳ) 広陵町内で医療又は福祉に関する専門的・技術的な業務（一般事務を除く。）に、週２０時間以上従事すること。

(ｴ) 町内事業者の事業を継承すること。

(6) 起業に関する要件

１年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(7) 世帯に関する要件（世帯向けの額を申請する場合に限る。）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和元年８月１日以降に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第４条　移住支援金の申請者は、広陵町移住支援金交付申請書（第１号様式）、移住先の就業先の就業証明書（第２号様式）及び本人確認書類に加え、前条第１号の要件を満たし、かつ同条第２号、第３号、第４号、第５号又は第６号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、同条第７号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第５条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに広陵町移住支援金交付決定通知書（第３号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

２　審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金を交付することができない場合においても、申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第６条　前条の規定により広陵町移住支援金交付決定通知書を受けた者は、速やかに広陵町移住支援金交付請求書（第４号様式）を町長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第７条　交付決定を行った申請者に対しては、申請から３月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第８条　奈良県及び広陵町は、奈良県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第９条　町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び広陵町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した広陵町から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に第３条第２号、第３号又は第５号に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した広陵町から転出した場合

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、奈良県及び広陵町が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱（以下「新要綱」という。）第３条第１号アの規定は、新要綱の施行後の転入者について適用し、新要綱の施行前の転入者については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２９日から施行する。